

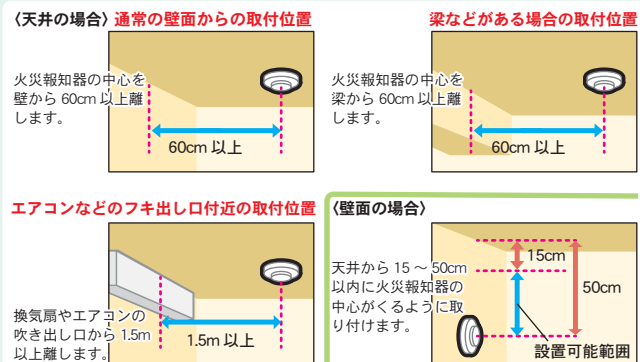
～まだ設置されていない方へ～ 住宅用火災警報器の設置は義務です！

問合せ先 下田消防本部予防課 ☎221849

消防法改正により、すべての一般住宅に設置することが義務づけられています。下田消防本部管内においても、今一層の設置率の向上が望まれており、今後、世帯調査も計画しておりますので、この機会にぜひ設置してください。

住宅用火災警報器の設置場所・取付位置・警報器の種類

- 寝室として使用する部屋
 - 寝室が2階以上にある場合は、その階の階段
- ※寝室及び階段には煙を感知するタイプの警報器の設置が必要です。市販されている感知器はほとんどのものが電池式のタイプで簡単に設置できます。



・設置義務化から10年が経とうとしています。点検ボタンを押すか、点検ひもをひっぱり定期的な作動確認をしてください。また、電池切れなどで、火災を感知しなくなることがあるため、10年を目安に交換してください。

3月28日(月)～4月1日(金) 戸籍や国民健康保険などの 窓口受付時間を延長します

問合せ先
市民保健課市民係(窓口②) ☎22215
市民保健課国保年金係(窓口③) ☎23922

3月下旬から4月初旬は、転勤や進学などにより住所異動の届出に来庁される方が集中します。つきましては、混雑の緩和のため下記の5日間、市民保健課市民係窓口と国保年金係窓口の受付時間延長を行いますのでご利用ください。

期間 3月28日(月)～4月1日(金)
窓口延長時間 17時15分～19時



業務内容

◎市民係

転入・転出・転居等の届出、住民票・戸籍謄本・印鑑登録証明等の交付、マイナンバーの手続
※旅券(パスポート)の手続はできません。

◎国保年金係

国民健康保険・国民年金の加入、脱退届等
※なお、後期高齢者医療制度、介護保険、子ども医療費助成制度、児童手当、小中学校児童・生徒の転出入などについては、通常業務時間内に手続していただくこととなりますのでご了承ください。

国民年金には 免除制度が あります



20歳になると、学生であっても日本国内に住む方は年金に加入して国民年金保険料を納める義務があります。しかし、国民年金には、経済的に保険料を納めることが難しい場合、保険料を免除・猶予される制度があります。※免除、猶予をご希望の方は毎年申請が必要になりますのでご注意ください。

面には有効期限、学年、入学年月日の記載がある場合は裏面も含む)の写し、認め印

○保険料免除制度

本人・世帯主・配偶者の前年所得が一定額以下の場合や、失業した場合など、保険料の納付が経済的に困難な場合は免除になります。

○学生納付特例制度の場合、4月が申請開始月になりますので特にご注意ください。

○学生納付特例制度

4月から翌年3月を1年度とし、前年所得に基づき保険料の納付が猶予されます。特例を受けられる所得のめやす
所得が118万円+(扶養親族等の数×38万円)+社会保険料控除額等よりも低い額以下である場合。

・全額免除 (扶養親族等の数+1)×35万円+22万円
・4分の3免除 78万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等
・半額免除 118万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等
・4分の1免除 158万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等

市民保健課国保年金係(窓口③) ☎23922

手続に必要なもの
年金手帳、本人・配偶者・世帯主が離職した場合、雇用保険受給資格者証の写し又は雇用保険被保険者離職票の写し、認め印

○若年者納付猶予制度

20歳から30歳未満の方で、本人・配偶者の前年所得が一定額以下の場合には、申請後に承認されると保険料の納付が猶予されます。
納付猶予となる所得のめやす
所得が(扶養親族等の数+1)×35万円+22万円で計算した額以下である場合。

手続に必要なもの

年金手帳、本人・配偶者・世帯主が離職した場合、雇用保険受給資格者証の写し又は雇用保険被保険者離職票の写し、認め印

未納のままにしておくこと、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金・遺族基礎年金が受けられない場合があります。老齢基礎年金を将来的に受けられない場合があります。

国民健康保険の手続は ご自分で！



3月から4月にかけては、就職や退職、住所変更などにより、健康保険が変更になることが多い季節です。

社会保険等の加入、脱退手続は職場が行いますが、国民健康保険は自分で手続を行わなければならないので、切替忘れのないようにご注意ください。

○届出が遅れると

加入手続が遅れると、保険証がないため医療機関での支払が10割負担になりますし、国民健康保険税を数か月分まとめて納めなければならぬ可能性が出てきます。また、脱退の手続が遅れると、国民健康保険税と社会保険料を二重に支払ってしまうことがありますので、ご注意ください。

～国民健康保険の手続チェックリスト～

<input type="checkbox"/> 他の市区町村から転入した →加入手続(必要な物:身分証明書)	<input type="checkbox"/> 他の市区町村へ転出する →脱退手続(必要な物:国保保険証)
<input type="checkbox"/> 職場の保険をやめた(扶養含) →加入手続(必要な物:職場の保険をやめた証明書)	<input type="checkbox"/> 職場の保険に加入した(扶養含) →脱退手続(必要な物:国保と職場の両方の保険証)
<input type="checkbox"/> 大学などの進学のために転出する →切替手続(必要な物:国保保険証、学生証等)	<input type="checkbox"/> 保険証をなくした →再発行手続(必要な物:身分証明書)

※年金の手続が必要になる場合もありますので、年金手帳もお持ちください。また、全ての手続において認め印が必要になりますのでご用意ください。

問合せ先
市民保健課国保年金係(窓口③) ☎23922

固定資産税に関するお知らせ 平成28年度の土地や家屋の価格等縦覧帳簿の縦覧と 固定資産課税台帳の縦覧ができます

土地及び家屋価格などの縦覧
固定資産税の納税者が、自己の土地や家屋の平成28年度の固定資産税評価額について周辺の土地や家屋の評価額と比較することにより、評価額が適正かを判断していただく制度です。

縦覧することができる方

固定資産税を納めている方(納税者)とその同居家族、納税者の委任を受けた方及び納税管理人
縦覧期間
4月1日(金)～5月2日(月)
手数料 無料
本人確認 運転免許証など本人確認できるもの、認め印、委任状(代理の場合)をご持参ください。

固定資産課税台帳の縦覧

平成28年度の固定資産税算出の基礎となる課税台帳を確認できます。

縦覧することができる方

納税義務者とその同居家族、納税義務者の委任を受けた方、納税管理人及び土地や家屋を借りている方

縦覧期間

4月1日(金)以降通年(平日)8時30分～17時15分
5月2日(月)まで無料
※5月6日(金)からは有料
※両期間ともにコピーは別途(1枚10円)

納期限内に納めましょう

固定資産税の第1期の納期限は5月2日(月)です。
問合せ先 税務課資産係(窓口⑥) ☎22218